

2021年2月4日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
会長 金子 晃 様

東京都文京区本郷三丁目4番4号

株式会社 A.ver

担当：   
  
  


### 令和3年1月21日付の差止請求書に対するご連絡

まず、今般いただきました差止請求書において言及されている通り、令和2年4月13日付のご連絡、及び同年7月2日付のご連絡に対し、コロナ禍においてテレワークを取り入れたことにより担当者不在の期間が長かったことや、社内の連絡の不手際により、こちらからの回答を差し上げていなかったことにつきましてお詫び申し上げます。

今回、差止請求書を受け取った後、1月29日並びに2月1日にお電話をさせていただいてお伝えした通り、ご指摘いただいた内容を弊社の顧問弁護士に相談の上、必要な契約書の内容変更と書式の準備を進めていることをお伝えいたします。

以前より指摘を受けていた点に関して、社内にて契約書裏面の文面変更、概要書面の作成、またフランチャイズ加盟店への連絡、相談などを行ってはいましたが、差止請求書を受け取ったことを契機として顧問弁護士に相談したところ、社内にて修正を進めていたものでは不十分であるとの判断がされ、再度修正に取り掛かっております。

契約書裏面の文面修正、概要書面の文面修正は、2月15日までに顧問弁護士のチェックを終わらせる予定で進めており、そこで大きく変更がない場合は、2月16日を目処にその内容を貴協会にご報告できるものと思います。

仮に、その予定が変動する場合にはその旨必ずご連絡差し上げます。

また、文面等確定後に、実際の書面を印刷、作成した後に一式ご送付させていただきます。

こちらの対応の不足、遅滞により大変長い間、十分な回答をできなかったことについてなにとぞご容赦いただきたくお願い申し上げます。

以上